

資金決済に関する法律第20条第1項に基づく前払式支払手段の払戻しのお知らせ

令和4年11月30日に取扱いを終了した、当社発行の前払式支払手段について、下記のとおり未使用残高の払戻しをいたします。

記

○払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号

株式会社りそな銀行

○払戻しの対象となる前払式支払手段の種類

りそなプリカ（りそなウォレットサービス）

○申出の方法

りそなウォレットアプリで口座登録済みの方については、口座へ直接返金させて頂きま
すのでお申出は不要です。

なお、既にりそな銀行、埼玉りそな銀行、関西みらい銀行の口座を解約済みの方については、下記払戻しの申出期間内にお問い合わせ先（りそなキャッシュレスデスク）にお申出く
ださい。その際、本人確認のため、名前、住所、電話番号等を確認させて頂きますので宜し
くお願ひいたします。

○払戻しの申出期間

令和4年12月1日（木）10時から令和5年1月31日（火）18時まで

※当該申出期間内に申出をしなかった前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続き
から除斥されますので、ご注意願います。

○払戻しの方法

口座振込（振込手数料弊社負担）

○払戻しに関する問い合わせ先

りそなキャッシュレスデスク 0120-36-3989

（平日 9:00～19:00/土日祝 9:00～17:00）

以上

株式会社りそな銀行

令和4年12月1日